

外交・在外業務実施体制及び運営に関する行政評価・監視

—『外務省改革「行動計画」』を中心として—

の結果に基づく通知に伴う改善措置状況（その後）の概要

【調査の実施時期等】

- | | |
|----------|---------------------------|
| 1 実施時期 | 平成15年12月～17年2月 |
| 2 調査対象機関 | 外務省、在留邦人、外交・在外業務に知見を有する者等 |

【通知日及び通知先】 平成17年3月11日 外務省に対し通知

【回答年月日】 外務省 平成18年3月22日

【その後の改善措置
状況回答年月日】 外務省 平成19年6月15日

【評価・監視の背景事情等】

- 外務省本省と世界各地に設置されている在外公館の担う役割は極めて重要となっているが、近年の外務省本省と在外公館における一連の不祥事の発生は、我が国外務行政に対する国民の信頼を著しく損ねることとなった。
- 外務省は、これに対し、有識者により構成された外務大臣の私的懇談会「変える会」の外務省改革に関する最終報告等を踏まえ、平成14年8月、①組織としての政策構想力と危機管理対応能力の強化、②外務省職員の意識改革と徹底した競争原理の導入、③外交施策の透明性と効率性の確保及び④国民へのサービスの向上を目指した領事業務の強化を主眼とする外務省改革「行動計画」を発表
- 外務省は、この外務省改革「行動計画」に基づき実施期限を定めて改善措置を順次講ずるとともに、その進捗状況を平成15年3月、8月及び12月並びに16年7月の4回にわたり公表するなどの取組を進めてきているが、国民の信頼を取り戻し、外務省が国益を担う強力な外交政策を遂行できるようにするためには、今後も引き続き外務省改革を継続的・計画的に推進することが必要
- 本行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、現在、外務省が進めている改革が着実に実施され成果を上げているかなどの観点から、外交・在外業務の実施体制及び運営状況について調査し、関係行政の改善に資するために実施したもの

主な通知事項							外務省が講じた改善措置状況
<p>外務省は、外務省改革「行動計画」において推進することとしている改革について、一層の成果を上げるとともに、国民への説明責任を果たすため、今回の当省の調査結果を踏まえ、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 外務省改革「行動計画」に定められた 14 項目 160 事項のうち、措置が講じられているものの、i) 措置が十分でなくその改善が進んでいないもの、ii) 措置は講じられたがなお実態に即して一層の運用改善を図っていく必要があるものについては、改善の促進を図るための実効性のある措置を速やかに講ずること。</p> <p>また、措置が講じられていないものについては、早急に検討を進め、必要な措置を講ずること。</p>							<p>[→：「回答」時に確認した改善措置状況] [⇒：「その後の回答」時に確認した改善措置状況]</p>
<p>表 14 の項目別の判定結果</p> <p style="text-align: right;">(単位：事項、%)</p>							<p>→① 外務省改革「行動計画」に定められた 14 項目 160 事項中、措置が講じられているものの、i) 措置が十分でなくその改善が進んでいないものは 11 事項、ii) 措置は講じられたがなお実態に即して一層の運用改善を図っていく必要があるものは 41 事項で、計 52 事項である。このうち、23 事項については、今回の通知を踏まえ、平成 17 年 12 月までに改善の促進を図るための実効性のある措置を講じた。今後とも、この措置を踏まえ、改善の促進を図ってまいりたい。残りの 29 事項については、18 年度までに改善の促進を図るための実効性のある措置を講ずる予定である。</p> <p>⇒ 外務省改革「行動計画」に定められた 14 項目 160 事項中、平成 17 年 3 月の通知時点において、措置が講じられているものの、i) 措置が十分でなくその改善が進んでいないものは 11 事項、ii) 措置は講じられたがなお実態に即して一層の運用改善を図っていく必要があるものは 41 事項で、計 52 事項である。このうち、18 年度までに改善の促進を図るための実効性のある措置を講じる予定とした 29 事項中 22 事項については、当該通知を踏まえ、19 年 3 月までに改善の促進を図るための実効性のある措置を講じた。今後とも、この措置を踏まえ、改善の促進を図ってまいりたい。残りの 7 事項については、19 年度までに改善の促進を図るための実効性のある措置を講ずる予定である。</p> <p>→ また、160 事項中、措置が講じられていないものは 3 事項である。このうち、2 事項については、今回の通知を踏まえ、平成 17 年 12 月までに改善の促進を図るための実効性のある措置を講じた。今後とも、この措置を踏まえ、改善の促進を図ってまいりたい。残りの 1 事項については、18 年度までに改善の促進を図るための実効性のある措置を講ずる予定である。</p>
項目	事項数	措置が講じられているもの	うち改善 する必要 があるもの	うち改善 する必要 があるか 否か判断 できなかったもの	うち実績や 成果が上が っており改 善が進めら れているもの	措置が講じられていないもの	
1 政・官の在り方	2	2	0	0	2	0	
2 外務省職員の意識改革	11	11	8	0	3	0	
3 人事制度の再構築	34	34	11	5	18	0	
4 秘密保持の徹底	10	10	3	1	6	0	
5 ODA の効率化・透明化	13	13	2	3	8	0	

主な通知事項							外務省が講じた改善措置状況
6 外務省予算の効率的使用・透明性の確保	8	8	3	0	5	0	⇒ また、160 事項中、平成 17 年 3 月の通知時点において、措置が講じられていないものは 3 事項である。このうち、2 事項については、当該通知を踏まえ、既に改善の促進を図るための実効性のある措置を講じており、今後とも、この措置を踏まえ、改善の促進を図ってまいりたい。残りの 1 事項については、措置を講じたものの、19 年度までに更に改善の促進を図るための実効性のある措置を講ずる予定である。 → なお、160 事項中、改善する必要があるか否か判断できなかったもの 18 事項については、平成 17 年 12 月までに一層の運用改善のための措置を講じたところである。このうち、9 事項については、改善の促進を図るための実効性のある措置を講じた。今後とも、この措置を踏まえ、改善の促進を図ってまいりたい。残りの 9 事項については、18 年度までに改善の促進を図るための実効性のある措置を講ずる予定である。 ⇒ なお、160 事項中、平成 17 年 3 月の通知時点において、改善する必要があるか否か判断できなかったもの 18 事項のうち、1 事項は、17 年 12 月までに改善措置が執られ、その実効が上がった。残りの 17 事項のうち、18 年度までに改善の促進を図るための実効性のある措置を講じる予定とした 9 事項中 8 事項については、改善の促進を図るための実効性のある措置を講じた。今後とも、この措置を踏まえ、改善の促進を図ってまいりたい。残りの 1 事項については、19 年度までに改善の促進を図るための実効性のある措置を講ずる予定である。また、前回、改善の促進を図るための実効性のある措置を講じた 9 事項のうち 1 事項については、改善効果が上がっておらず、これについては、19 年度までに改善の促進を図るための実効性のある措置を講ずる予定である。 (主な改善措置事項は、別紙のとおり。)
7 NGO との新しい関係	7	7	0	1	6	0	
8 広報・広聴体制の再構築	11	11	3	0	8	0	
9 大使館などの業務の見直し	24	23	11	1	11	1	
10 政策立案過程などの透明化	11	9	4	0	5	2	
11 危機管理体制の整備	8	8	3	2	3	0	
12 政策構想力の強化	14	14	2	5	7	0	
13 事務の合理化	3	3	2	0	1	0	
14 外務省改革実施体制	4	4	0	0	4	0	
合計 (構成比)	160 (100.0)	157 (98.1)	52 (32.5)	18 (11.3)	87 (54.3)	3 (1.9)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「合計」欄の () 内の数字は、160 事項を母数とする構成比である。

主な通知事項	外務省が講じた改善措置状況
<p>② 外務省改革を不断に推し進めるため、引き続き外務省改革「行動計画」のフォローアップを定期的に行い、その結果を公表すること。</p> <p>また、その公表に当たっては、改善を必要とする措置ごとに、「何を行ったか」という実績の公表にとどまらず、その措置によって「具体的に何が達成されたか」という成果を公表するなど、国民に対して目に見える形で分かりやすく説明すること。</p>	<p>⇒② 外務省改革「行動計画」のフォローアップについては、今回の通知を踏まえ、平成17年度においても定期的を実施してきているところであり、18年度中には、その結果がまとまり次第、公表する予定である。</p> <p>なお、この公表に当たっては、今回の通知を踏まえ、特に国民に密接な領事分野を中心に、改善措置によって「具体的に何が達成されたか」という成果を公表するなど、国民に対して目に見える形で分かりやすく説明を行う予定である。</p> <p>⇒ 外務省改革「行動計画」のフォローアップについては、平成17年3月の通知を踏まえ、18年度においても定期的を実施してきているところであり、その結果については、特に国民に密接な領事分野を中心に、当該通知以降の改善措置によって「具体的に何が達成されたか」の観点から取りまとめ、19年6月に公表し、国民に対して目に見える形で分かりやすく説明したところである。</p>

主 な 改 善 措 置 事 項

1 平成 17 年 3 月の通知時点で措置が講じられているものの、改善の促進を図るための実効性のある措置を速やかに講ずる必要があるとした 52 事項

① 19 年 3 月までに改善の促進を図るための実効性のある措置が講じられた事項

【外務省職員の意識改革（在外公館の対応改善）】

● **在外公館の領事窓口時間の一層の拡大**

在外公館の領事窓口時間については、平成 18 年度においても引き続き改善を進めてきた結果、19 年 1 月現在、新たに、窓口開始時間を早めた公館が 17 公館、昼休みの短縮を行った公館が 26 公館、窓口終了時間を延長した公館が 21 公館、その他、現地事情に応じて窓口時間の変更を行った公館が 3 公館となっており、その一層の拡大を図ったところである。

なお、今後とも、在外公館の窓口体制やニーズを踏まえつつ、領事窓口時間の見直しを行い、必要に応じ窓口時間の拡大を図ることとしている。

【外務省予算の効率的使用・透明性の確保】

● **会計業務の I T 化の推進等**

会計業務の I T 化の推進等については、在外公館において、過大な業務を処理している会計担当者の業務負担を軽減するため、平成 17 年 6 月 29 日に策定した「在外経理システムの業務・システム見直し方針」に則り、在外公館の会計担当者や会計業務を担当した経験を持つ者の意見を踏まえ、18 年 3 月 30 日に「在外経理システムの業務・システム最適化計画」を策定したところである。

同計画に基づき、平成 18 年度において、在外経理システムの機能拡充や在外公館の経理データをネットワーク経由で送付することによる本省と在外公館の情報共有の迅速化等の I T を活用した業務の効率化を図ったほか、会計担当者の研修内容の充実や計算証明規則（昭和 27 年会計検査院規則第 3 号）により整備する証拠書類の合理化・簡素化を図った。

なお、今後とも、会計業務効率化を推進することとしている。

【広報・広聴体制の再構築】

● **「外務省タウンミーティング」の拡充等**

「外務省タウンミーティング」等の国民との対話促進を図る場については、外務大臣によるタウンミーティングの開催以外にも、外務省幹部による国民との対話の機会の一層の促進に努め、平成 18 年度においては合計 48 回開催した。

特に、平成 19 年においては、大臣と国民との直接対話を更に充実したものとするため、「外交フォーラムー外務大臣と語る 120 分」として、参加者との質疑応答や意見聴取のための時間枠を拡大した。

なお、今後とも、国民との直接対話の機会の充実にも最大限努めることとしている。

【大使館などの業務の見直し（領事業務）】

● 在外選挙人登録の推進等

在外選挙人名簿の登録には、海外に3か月以上継続居住していることが必要であったが、その要件を満たしていない時期でも在外選挙人名簿の登録申請が可能となり、在留届の提出時に一緒に申請できるように手続が改善された。

また、平成18年度に、推定有権者5,000人以上を管内に擁する在外37公館（海外の有権者の約8割が集中）を中心に、登録受付出張サービスや個別訪問サービス等の在外選挙人登録推進事業を展開し、21,635件（対前年度796件増）の新規登録申請を受け付けた。

今後とも、在外選挙人名簿登録者数の一層の増加を図るとともに、引き続き利便性の向上による在留邦人の選挙権行使の機会の確保に努めることとしている。

【大使館などの業務の見直し（領事業務）】

● 在外公館メールマガジン配信サービスの拡充

平成18年度においても、在外公館メールマガジン配信サービスの実施公館の拡充を図った結果、19年3月31日までに計88公館での実施となっており、この配信サービスを通じて、在留邦人に対し積極的な情報提供を行った。

また、在外公館メールマガジン配信サービスについては、緊急時の情報発信を可能とする機能を追加するためのシステム改修に着手しており、平成19年度末までには、181公館での運用を行うこととしている。

なお、今後とも、各国の実情に応じて、在外公館メールマガジン配信サービスの拡充に努め、在留邦人に対して積極的な情報提供を行うこととしている。

② 19年度までに改善の促進を図るための実効性のある措置が講じられる予定の事項

【人事制度の再構築】

● Ⅲ種職員の語学研修の拡充

Ⅲ種職員に対する語学研修については、平成18年度においても、既存の研修では対象とならなかった勤務年数の長い者についても希望に応じ英語研修が受けられるよう、「Ⅲ種中堅職員英語研修」を実施しているところである（第2回研修では16人が受講）。同研修については、庶務主任会議等を通じ、Ⅲ種人事担当者から研修概要について説明を行い、より多くのⅢ種中堅職員が受講するよう、周知徹底を図った。

今後も引き続き、研修機会の確保を図りつつ語学研修の拡充に努め、また、既存の研修についても、積極的に活用されるよう職員に周知する予定である。

【広報・広聴体制の再構築】

● パブリック・コメントの拡充

パブリック・コメント（規制の設定又は改廃以外のもの）については、平成17年度は4件実施したが、18年度はパブリック・コメントを実施する案件がなかったため、実施していない。

しかしながら、今後は、外務省ホームページ等の活用等を通じ、適切にパブリック・コメントを求め、外交政策の実施に活用する予定である。

【危機管理体制の整備】

● 在外公館の警備体制の改善

在外公館の警備体制については、平成17年度に定めた指針に基づき、18年度においても計画的な警備対策の推進に努めたところである。予算面では、平成18年度に引き続き、19年度においても、テロ等の脅威が高いと考えられる公館を中心に、計画的に人的・物的対策を講じるための予算要求を行い、19年度には、計画的な警備体制の整備を進める予定である。

また、警備担当者の領事業務等との兼務の問題については、平成18年度定員要求において、警備担当官が配置されているものの領事専任の定員がない公館に領事担当定員の新規配置を行うことはできなかったところであり、引き続き改善に努める予定である。

なお、兼務による負担が大きいと考えられる公館館内業務の分担見直し等を行うことで、警備担当者の負担軽減を図り、兼務問題による警備業務への負担を軽減するよう努めたところである。

2 平成17年3月の通知時点で措置が講じられておらず、必要な措置を講ずる必要があるとした3事項

○ 措置は講じられたものの、19年度までに更に改善の促進を図るための実効性のある措置が講じられる予定の事項

【大使館などの業務の見直し（在外公館全般）】

● 拠点公館制度の導入

拠点公館制度の導入に当たっては、必要となる在外公館の人員配置の見直しや在外公館業務の効率化の検討等を踏まえ、現在、拠点公館制度に代わる機能強化として、政治・経済面のみならず広報・文化交流面における大使館と総領事館の連携を通じたネットワークを構築し、総領事館では解決できない国レベルでの問題を大使館で対応するなど、任国全体をきめ細かくカバーする体制の整備を始めたところである。

今後は、外交力を強化する観点から、在外公館の設置状況の見直しを図りつつ、より効率的な公館運営を行う予定である。

3 平成17年3月の通知時点で改善する必要があるか否か判断できず、今後の推移を見守る必要があるとした18事項

① 19年3月までに改善の促進を図るための実効性のある措置が講じられた事項

【危機管理体制の整備】

● **サイバーテロを含む新たな形態のテロについての危機管理体制の強化**

サイバーテロを含む新たな形態のテロについての危機管理体制の強化については、国民への直接のサービスに結びつくことから、平成18年度においても引き続き、旅券システムのバックアップシステムを運用するとともに、13年2月に策定した「外務省情報セキュリティポリシー」について、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」（平成17年12月13日情報セキュリティ政策会議決定）を踏まえ、サイバーテロ等のサービス不能攻撃に関する対策基準を新たに設けるなど、抜本的改訂を行ったところである。

また、通信システムのバックアップ施設については、平成17年度から設備整備に取り組んでおり、18年度までにデータのバックアップを実現した。

なお、今後とも、現行の整備計画に則り、通信システムのバックアップ施設の機能整備に取り組むとともに、サイバーテロを含む新たな形態のテロについての危機管理体制の強化に努めることとしている。

② 19年度までに改善の促進を図るための実効性のある措置が講じられる予定の事項

【ODAの効率化・透明化】

● **ODAの外部監査の拡充**

「ODA改革・15の具体策について」に基づく「外部監査の拡充」については、その推進を図っているところである。

「抜き打ち監査」については、平成17年度から、有償資金協力を係るもの（17年度は1か国、18年度は3か国に対し実施）及び無償資金協力を係るもの（16年11月から17年9月までの間に616件実施）を実施している。

なお、同監査を平成15年度から実施している技術協力においては、15年度に2機関、16年度に7機関、17年度及び18年度はそれぞれ1機関を対象に実施した。

また、「監査結果のフォローアップ及び監査結果を踏まえた改善を図るための仕組みの整備」について、無償資金協力については、今後とも外部監査の結果問題が指摘された場合には、しかるべく実施する予定である（なお、これまでの監査で問題が指摘されたことはない。）。

③ 改善効果が上がっておらず、19年度までに改善の促進を図るための実効性のある措置が講じられる予定の事項

【NGOとの新しい関係】

● **日本NGO支援無償資金協力の審査期間の短縮**

日本NGO支援無償資金協力の審査期間については、審査開始日から承認まで90日以内に処理された案件の占める割合が、平成16年度では全65件中45件(69.2%)であったのに対し、17年度では全67件中19件(28.4%)となっており、また、「審査開始日から承認日までの期間」に処理されたものの平均処理日数は、16年度が75日であったのに対し、17年度は183日と、その審査期間が延びている。

これは、価格面での厳密な審査が求められていることはもとより、①申請団体が申請に必要な書類について、すべて提出するまでに相当の日数を要したこと、②NGOが申請する事業が建物建設のようなハードから、事業の有効性に係る評価基準が定まっていなかった教育といったソフトを中心としたものが増加していること、③最終的に承認に至らなかった案件も含めて申請案件数が増加していること等が要因であったと考えられる。

今後は、優良な案件を迅速に実現に移すべく、団体に必要書類の速やかな提出を促し、引き続き審査期間の短縮化に努める予定である。